

介護保険料が決まりました

65歳以上のかたの介護保険料額は、前年の所得によって決定され、7月に決定通知書か納付書が送付されます。

保険料の納め方

- 年金から天引きされるかた(特別徴収)
- 老齢退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上のかた
- 納付書で納めるかた(普通徴収)
- 老齢退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満のかた
- 年金の年額が18万円以上のかたでも、次のような場合は、納付書で保険料を納めていただきます。
- 年度途中で65歳になった場合
- 年度途中で他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で所得段階の区分が変更となった場合
- 年金担保貸付返済中のため支給がなくなった場合や支払い調整、差し止め(現況届けの期限内未提出)支給停止などにより対象年金の支給が年額18万円未満の場合など



普通徴収の納期が8期に変わりました

納付書で納めていただく普通徴収のかたは、これまでの7期(7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月)から8期(7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月)に変わりました。

激変緩和措置を継続します

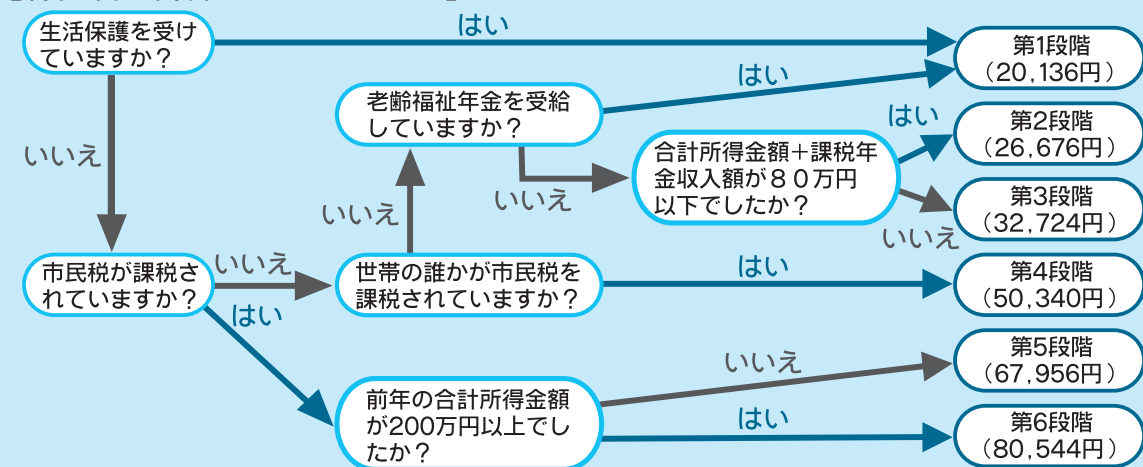
平成18年に税制改正が行われた結果、所得が変わらないのに介護保険料が急激に上がったかたのために、保険料を軽減する措置を20年度も引き続き行います。

納期内に納めましょう

納付書が送付されたかたは、第1期の納期限が7月31日ですので、忘れずに納付してください。

納付には、便利な口座振替をお勧めします。口座振替にすれば、金融機関まで足を運ぶことなく確実に納付できます。手続きは、金融機関の窓口で印鑑と通帳、納付書をお持ちになれば、簡単にできますので、ご利用ください。

【保険料を計算してみましょう】



65歳以上のかた(第1号被保険者)の保険料

段階	対象者	保険料
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の場合	基準額 × 0.4 20,136円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.53 26,676円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超の人	基準額 × 0.65 32,724円
第4段階	本人が市民税非課税で、 世帯内に住民税課税者がいる場合	基準額 50,340円
第5段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.35 67,956円
第6段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が200万円以上の人	基準額 × 1.6 80,544円

問い合わせ先
長寿支援課介護保険係
☎ 43 7055